

宮城県における家内労働の概要

令和 3 年度

目 次

家内労働の概要

1	家内労働従事者（家内労働者及び補助者）	1
	（１）総 数	1
	（２）男女別	1
	第 1 表 委託者数、家内労働者従事者数（家内労働者数及び補助者数） の推移	2
	（３）類型別	3
	（４）業種別	3
2	委託者	3
	第 2 表 監督署別・業種別、委託者数・代理人数・家内労働者数及び 補助者数	4
	第 3 表 業種別・監督署別、委託者数・家内労働者数・補助者数	5
3	代理人	6
4	監督署別・業種別委託者数及び家内労働者数	6
5	危険有害業務従事家内労働者数	7

家内労働に関する行政内容

1	家内労働法の周知徹底	8
2	家内労働に係る個別指導等の実施状況	8
3	最低工賃決定状況	8

最低工賃

1	宮城県電気機械器具製造業最低工賃	9
2	宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃	11

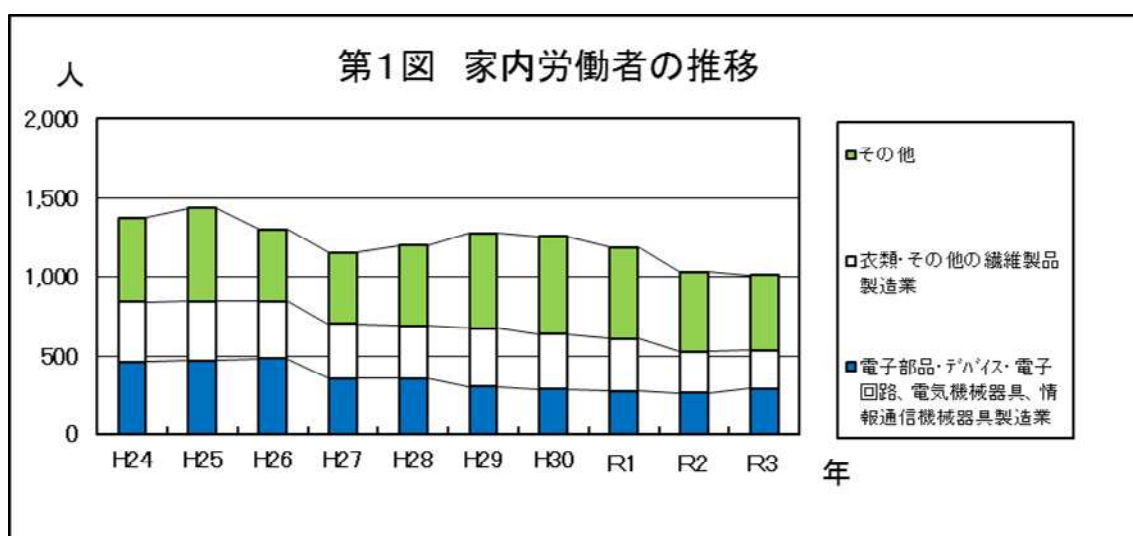
家内労働の概要

1 家内労働従事者（家内労働者及び補助者）

（1）総数

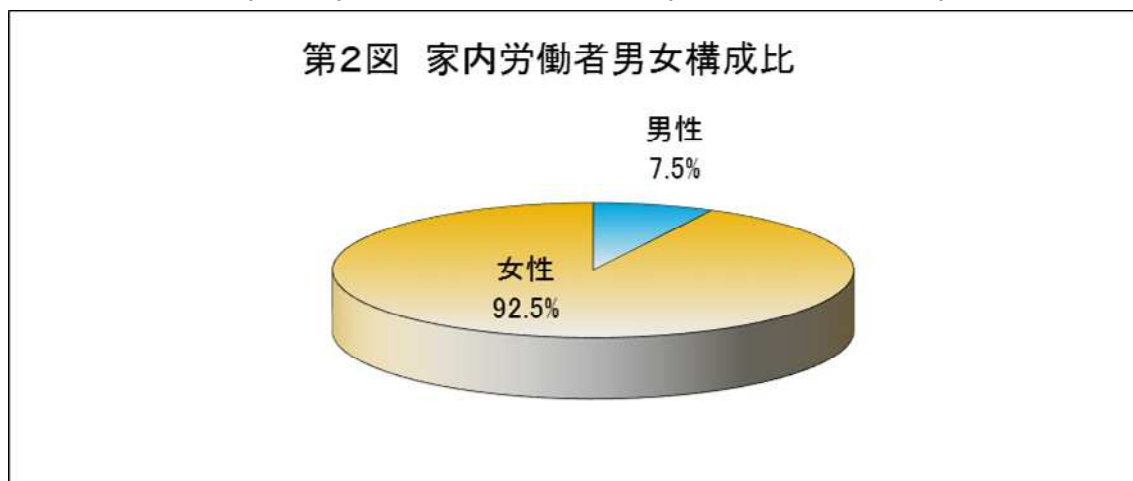
県内における家内労働に従事する者の総数は、1,019人となっている。その内訳は、製造業者や販売業者から委託を受けて、繊維製品や電気機械器具部品及び精密機械器具等の製造加工等に従事している家内労働者が1,009人であり、その他は家内労働者の同居の親族等が補助的に従事している補助者が10人である。

また、家内労働者数は、2ページの第1表のとおり長期的に減少傾向にあり、主な業種別の推移は、第1図のとおり業務に関係なく減少している



（2）男女別

家内労働者を男女別にみると、令和2年には男性が76人（7.5%）であるのに対し、女性は933人（92.5%）と大多数を占めている。（第1表、第2図参照）



第1表 委託者数、家内労働従事者数(家内労働者数及び補助者数)の推移

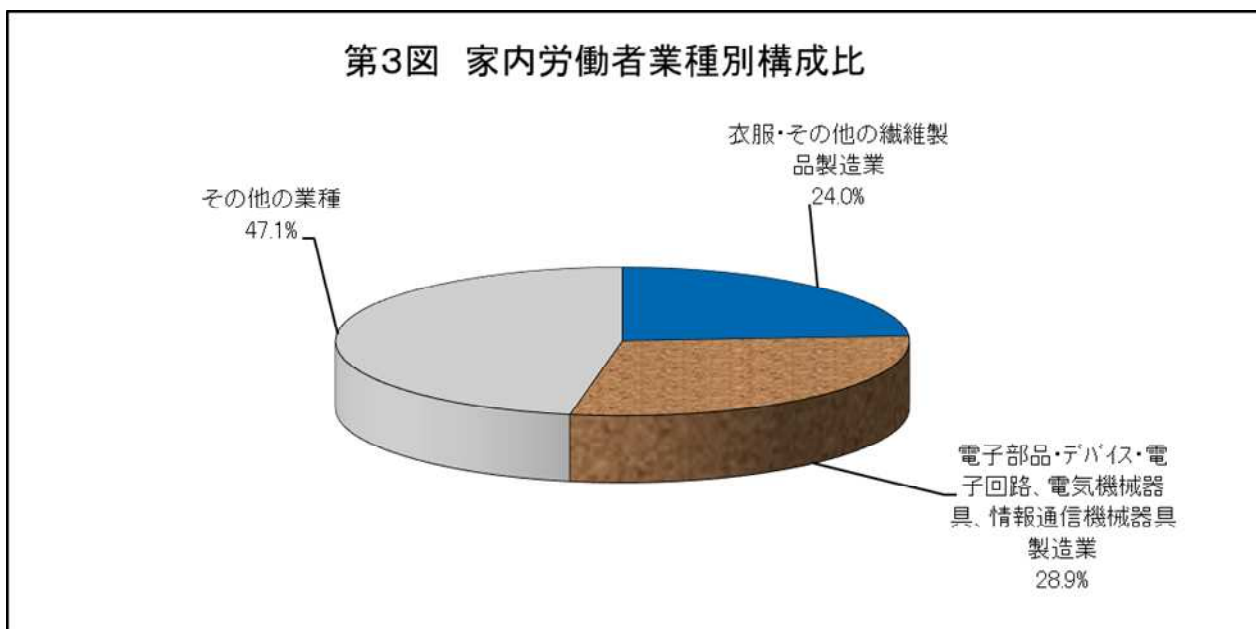
区分	年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
委託者数		99	98	93	97	99	106	106	101	97	101
家内労働従事者数		1,384	1,442	1,315	1,162	1,202	1,286	1,266	1,193	1,039	1,019
家内労働者数		1,373	1,434	1,300	1,153	1,199	1,276	1,253	1,187	1,032	1,009
性別	男性	51	75	69	57	67	109	69	67	61	76
	女性	1,322	1,359	1,231	1,096	1,132	1,167	1,184	1,120	971	933
類型別	専業	4	4	2	1	3	15	8	21	14	15
	内職	1,366	1,417	1,283	1,149	1,160	1,181	1,224	1,149	1,004	978
	副業	3	13	15	3	36	80	21	17	14	16
補助者数		11	8	15	9	3	10	13	6	7	10

(3) 類型別

就業形態別にみると、世帯主が本業として従事する「専門的・家庭的労働者」が 15 人 (1.49%)、農業等の従事者が本業の合間に従事する「副業的・家庭的労働者」は 16 人 (1.59%) と少ないのに対し、家庭の主婦などが従事する「内職的・家庭的労働者」が 978 人 (96.93%) と大部分を占めている。(第 1、2 表参照)

(4) 業種別

業種別にみると、衣服の縫製などの「繊維工業」が 242 人 (24.0%)、電気機器、ラジオ、テレビ音響機器部品のコイル巻き、組立、選別などの「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」が 292 人 (28.9%) であり、この 2 業種で全体の 52.9% を占めている。(第 2 表、第 3 表、第 3 図参照)



2 委託者

家内労働者に仕事を委託している委託者は、第 1 表 (2 ページ) のとおり 101 委託者となっている。

これを業種別にみると、第 2 表 (4 ページ) のとおり「繊維工業」が 31 委託者 (30.7%)、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」が 28 委託者 (27.7%) となっている。

なお、1 委託者当たりの平均家内労働者数は 10.0 人であり、これを業種別にみると、「繊維工業」が 7.8 人、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」が 10.4 人となっている。(第 2 表、第 3 表参照)

第2表 監督署別・業種別、委託者数・代理人数・家内労働者数・代理人数・家内労働者数及び補助者数

令和3年10月1日現在

署別及び業種別	区分	委託者数	代理人数	家内労働者数						補助者数											
				計			性別			類型別			計			性別			類型別		
				男	女	計	男	女	計	専業	内職	副業	男	女	計	専業	内職	副業			
監督署別	仙台	24		253	10	243			249	4											
	石巻	16		286	14	272	10	276			5	2	3						5		
	古川	13		77	11	66		75	2		2		2						2		
	大河原	25		148	14	134		145	3		1	1							1		
	瀬峰	23		245	27	218	5	233	7		2	2							2		
	合計	101		1,009	76	933	15	978	16		10	5	5						10		
業種別	食料品製造業	4		8	1	7		8													
	繊維工業	31		242	5	237		242			3	1	2						3		
	木材・木製品・家具・装備品製造業	2		88	3	85		88			5	2	3						5		
	紙・紙加工品製造業	3		27	3	24		27			1	1							1		
	印刷・同関連及び出版業	1		49	8	41		49													
	プラスチック製品製造業	6		37	6	31		35	2												
	ゴム製品製造業	3		40	4	36		40													
	非鉄金属製造業	1		1	1			1													
	金属製品製造業																				
	業務用機械器具製造業	2		20	1	19		20													
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	12		84	4	80	10	72	2												
	電気機械器具製造業	13		162	20	142	5	153	4		1	1							1		
	情報通信機械器具製造業	3		46	3	43		44	2												
	輸送用機械器具製造業	10		87	15	72		83	4												
	その他の製造業	10		118	2	116		116	2												
	合計	101		1,009	76	933	15	978	16		10	5	5						10		

第3表 業種別・署別、委託者・家内労働者・補助者数

令和3年10月1日現在

業種別	区分			委託者				家内労働者				補助者							
	仙台	石巻	古川	古川	大河原	瀬峰	計	仙台	石巻	古川	大河原	瀬峰	計	仙台	石巻	古川	大河原	瀬峰	計
食料品製造業	3	1					4	5	3				8						
繊維工業	7	10	3	7	4	31	64	87	22	33	36	242	2	2				1	3
家具・装備品製造業		1	1			2	2	76	12			88	3	3	2				5
パルプ・紙・紙加工品製造業	2			1		3	3	13		14		27				1			1
印刷・同関連業		1				1	1	49				49							
プラスチック製品製造業			3	1	2	6			20	8	9	37							
ゴム製品製造業	1				2	3	8				32	40							
非鉄金属製造業					1	1					1	1							
金属製品製造業																			
業務用機械器具製造業	1				1	2	14			6		20							
電子部品・デバイス・電子回路製造業		1	2	3	6	12		10	2	19	53	84							
電気機械器具製造業	4	1	1	2	5	13	59	34	1	10	58	162						1	1
情報通信機械器具製造業		1		2		3		27		19		46							
輸送用機械器具製造業			2	6	2	10			15	34	38	87							
その他の製造業	6		1	2	1	10	90		5	5	18	118							
合計	24	16	13	25	23	101	253	286	77	148	245	1,009	5	2	2	1	2		10
割合 (%)	23.8	15.8	12.9	24.8	22.8	100.0	25.1	28.3	7.6	14.7	24.3	100.0							

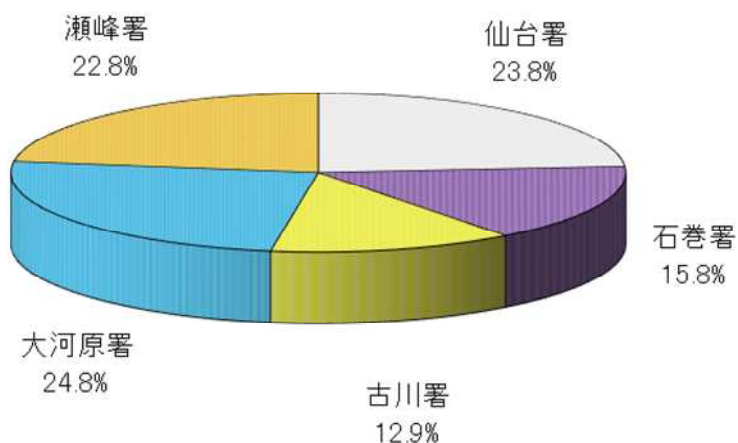
3 代理人

委託者は、家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払いを直接行うことが距離的・時間的に難しい場合に、代理人を選任してこれらの運搬業務等を行わせているところ、県内に代理人はいない。(第2表参照)

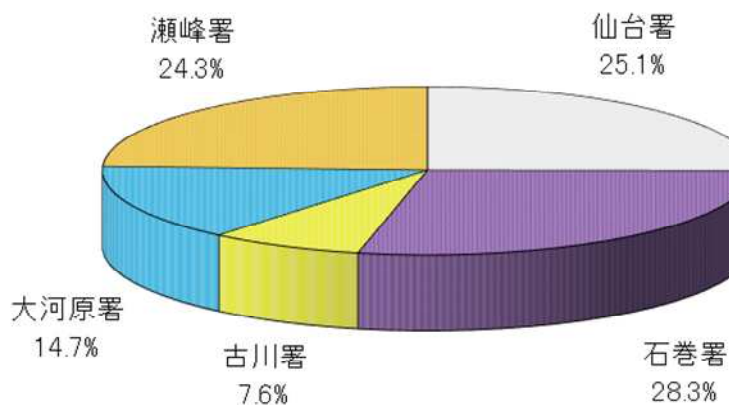
4 監督署別、業種別の委託者数及び家内労働者数

委託者及び家内労働者を業種別と監督署別に分けると、第3表のとおり「繊維工業」と「電気機械器具製造業」の2業種が全署にわたり存在している。また、署別の委託者数及び家内労働者数の構成比は、第4図(1)及び(2)のとおりである。

第4図(1) 監督署別委託者数構成比



第4図(2) 監督署別家内労働者数構成比



5 危険有害業務従事家内労働者数

災害発生のおそれがある作業又は衛生上有害な作業を含む家内労働としては、第4表のとおりである。

危険有害な業務としては、第4表のとおりプレス作業や有機溶剤等の業務に111人の家内労働者が従事しているものの、最近10年間において負傷や中毒の事例は発生していない。

第4表 危険有害業務従事家内労働者数

種類・機器の名称	委託者数	家内労働者数
プレス機械、型付け機、旋盤などを使用する作業	0(0)	0(0)
有機溶剤含有物または有機溶剤含有物を使用する作業	5(1)	20(3)
動力により駆動される機械を使用する作業(動力ミシン、レース編み機等)	21(23)	91(87)
合 計	26(24)	111(90)

()内は前年度

家内労働に関する行政取組

1 家内労働法の周知徹底

最低工賃については周知用資料を作成して委託者等に送付した他、宮城労働局ホームページに掲載している。

2 家内労働に係る個別指導等の状況

監督署を窓口として労働基準監督官が家内労働者からの相談、委託者に対する指導等に対応している。

3 最低工賃決定状況

現在、宮城県で決定されている最低工賃は、「電気機械器具製造業」、「男子服・婦人服製造業」の2業種である。

最低工賃は、「電気機械器具製造業」は平成30年5月2日に、また「男子服・婦人服製造業」は平成29年5月4日にそれぞれ改正・発効している。

なお、「横編ニット製造業」は、平成19年3月31日をもって廃止している。

最低工賃

1 宮城県電気機械器具製造業最低工賃

諮問年月日 平成29年12月19日

答申年月日 平成30年 2月23日



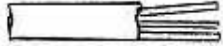
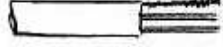


公示年月日 平成30年 4月 2日


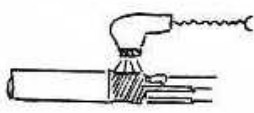
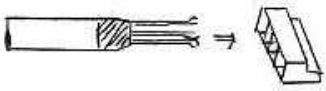
発効年月日 平成30年 5月 2日

(1) 適用する家内労働者.....宮城県の区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する
家内労働者

(2) 適用する委託者.....前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

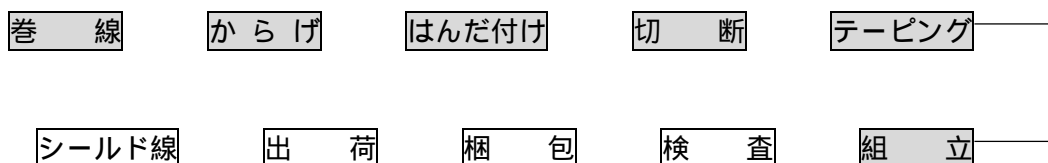
(3) 家内労働者に係る最低工賃額は次のとおり

品 目	工 程	作 業 の 形 態 説 明	規 格	金 額
シールド線	<p>端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。)</p>	<p>シールド線 絶縁線の外側に細かい鉄線を編んだ外被をほどこした電線で、磁気に対しシールド作用(しゃへい作用)をもっている。</p>  <p>銅線(しん線) 鉄線(アース)</p> <p>断面図</p>  <p>銅線(しん線) 鉄線(アース)</p> <p>シールド線の構造</p> <p>端末加工工程 アース線としん線を分ける。</p>  <p>アース しん線</p> <p>アース線をよじて束にする。</p>  <p>しん線の絶縁被覆をはぎ取る。</p>  <p>アース線としん線をはんだ付けする。</p> 	1しんのものについて行うもの	1か所につき 1円64銭

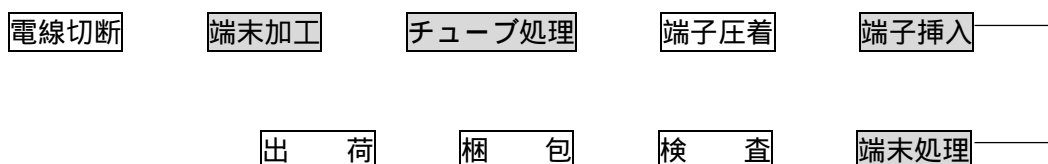
	チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)	おさえのチューブを通す。  加熱し密着させる。 		1か所につき 1円75銭
コネクター	差し (コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	端子をコネクターの指定の位置に差し込む。 	シールド線について行うもの	1ピンにつき 48銭
			リード線について行うもの	1ピンにつき 37銭

電気機械器具製造業の生産工程

a トランス



b シールド線



.....家内労働に出す工程

2 宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃

諮問年月日 平成28年12月 1日

答申年月日 平成29年 2月27日

公示年月日 平成29年 4月 4日

発効年月日 平成29年 5月 4日

(1) 適用する家内労働者.....宮城県の区域内で、男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

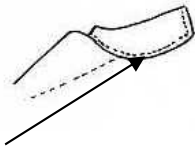
(2) 適用する委託者.....前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

(3) 家内労働者に係る最低工賃額は次のとおり

イ 男子服製造業 背広上衣

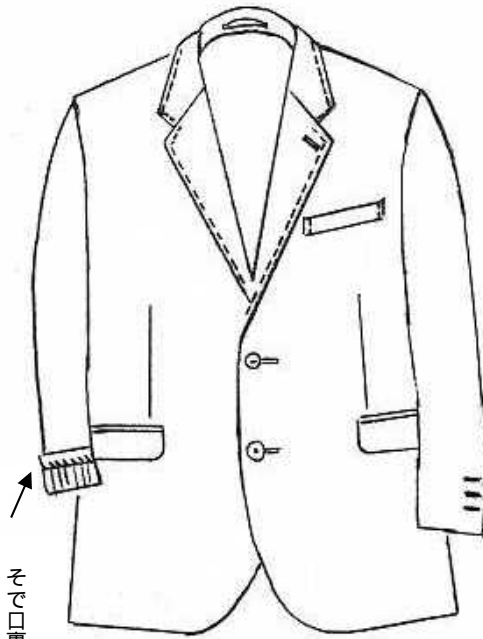
品目	工程	規格	金額
背広上衣	下襟からげまつり (すみまつり)	針目が3センチメートル間隔 に6針以上	1枚(10センチメートル) につき 30円
	肩裏まつり	針目が3センチメートル間隔 に9針以上	1枚(17センチメートル× 2)につき 37円
	そで付け裏まつり		1枚(60センチメートル× 2)につき 126円
	前裏すそまつり	針目が3センチメートル間隔 に5針以上	1枚(30センチメートル× 2)につき 42円
	見返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔 に4針以上	1枚(70センチメートル× 2)につき 85円
	見返し7ミリメー トル星入れ		1枚(45センチメートル× 2)につき 58円
	そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔 に9針以上	1枚(32センチメートル× 2)につき 66円
	背裏鎖止め (鎖止め)	鎖糸ループ長さ1センチメー トル	1枚につき 15円
	ベントまつり	針目が3センチメートル間隔 に6針以上	1枚(10センチメートル) につき 16円
	背すそまつり		1枚(20センチメートル× 2)につき 53円
	糸くず取り		1枚につき 36円

襟 裏



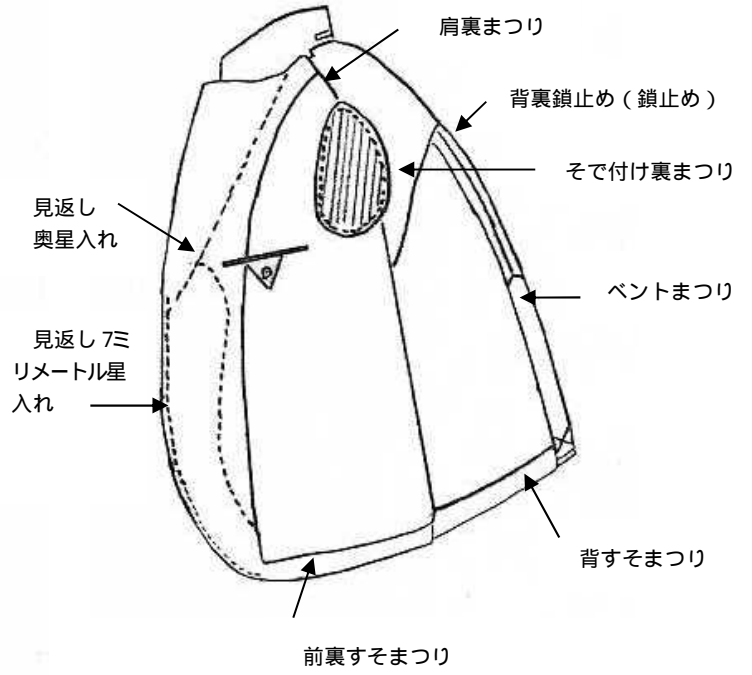
下襟からげまつり(すみまつり)

表 面



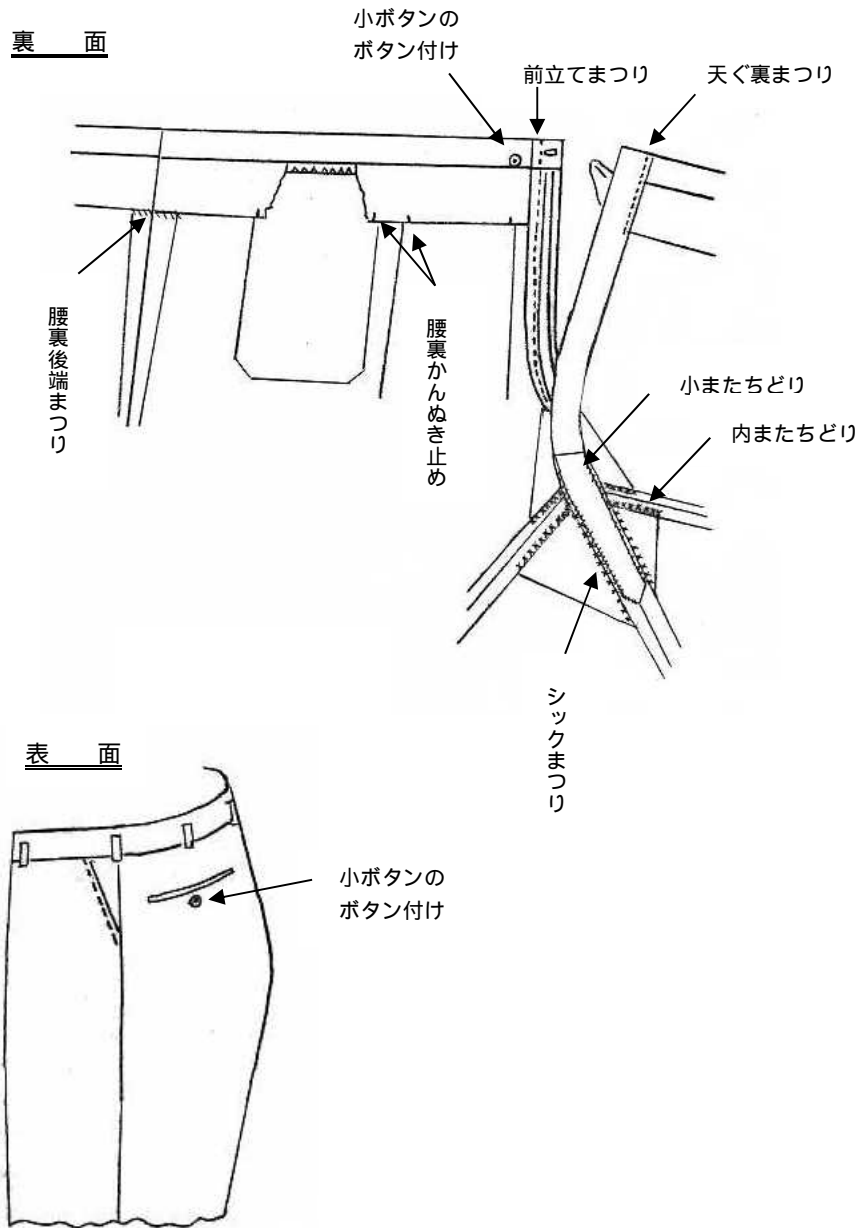
そで口裏まつり

裏 面



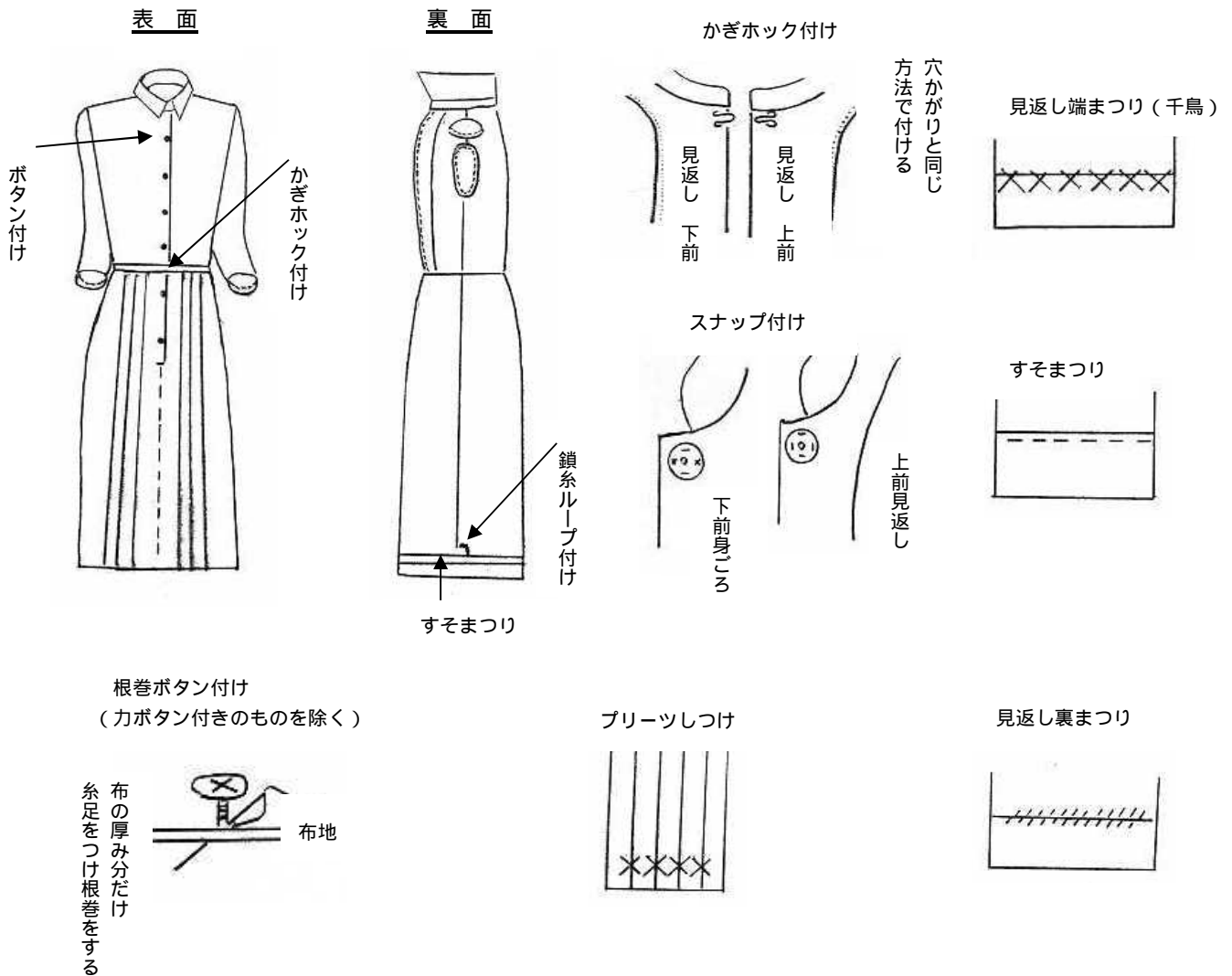
ロ 男子服製造業 ズボン

品目	工程	規格	金額	
ズボン	裏かんぬき止め	8か所	1本につき 46円	
	腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に10針以上	1本につき 11円	
	前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 11円	
	天ぐ裏まつり		1本につき 11円	
	シックまつり		1本につき 32円	
	小またちどり		1本につき 18円	
	内またちどり		1本につき 25円	
	ボタン付け		小ボタン、糸足つき根巻4回以上	1個につき 12円
	糸くず取り			1本につき 29円



八 婦人服製造業 ワンピース

品目	工程	規格	金額
ワンピース	見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔 に5針以上	1か所につき 13円
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔 に4針以上	10センチメートルにつき 12円
	スナップ付け	1センチメートル以上型	1組につき 16円
		1センチメートル未満型	1組につき 17円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 22円
	ボタン付け	1.8ミリメートル以下、2つ 穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 10円
	鎖系ループ付け		1か所につき 14円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 9円
	見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔 に4針以上	10センチメートルにつき 29円
	肩パット付け		1組につき 36円
糸くず取り		1枚につき 30円	



二 婦人服製造業 プレザー

品目	工程	規格	金額
プレザー	見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1か所につき 16円
	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に 3針以上	10センチメートルにつき 34円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円
		20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 13円
	カボタン付きボタ ン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 13円
		20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 15円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 10円
	肩パット付け		1組につき 35円
糸くず取り		1枚につき 27円	

表面

裏面



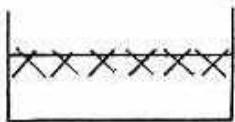
見返し端まつり(千鳥)

見返し星入れ

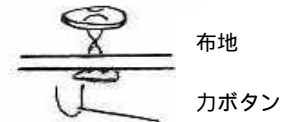
見返し端まつり(千鳥)

根巻ボタン付け
(カボタン付きのものを除く)

カボタン付きボタン付け

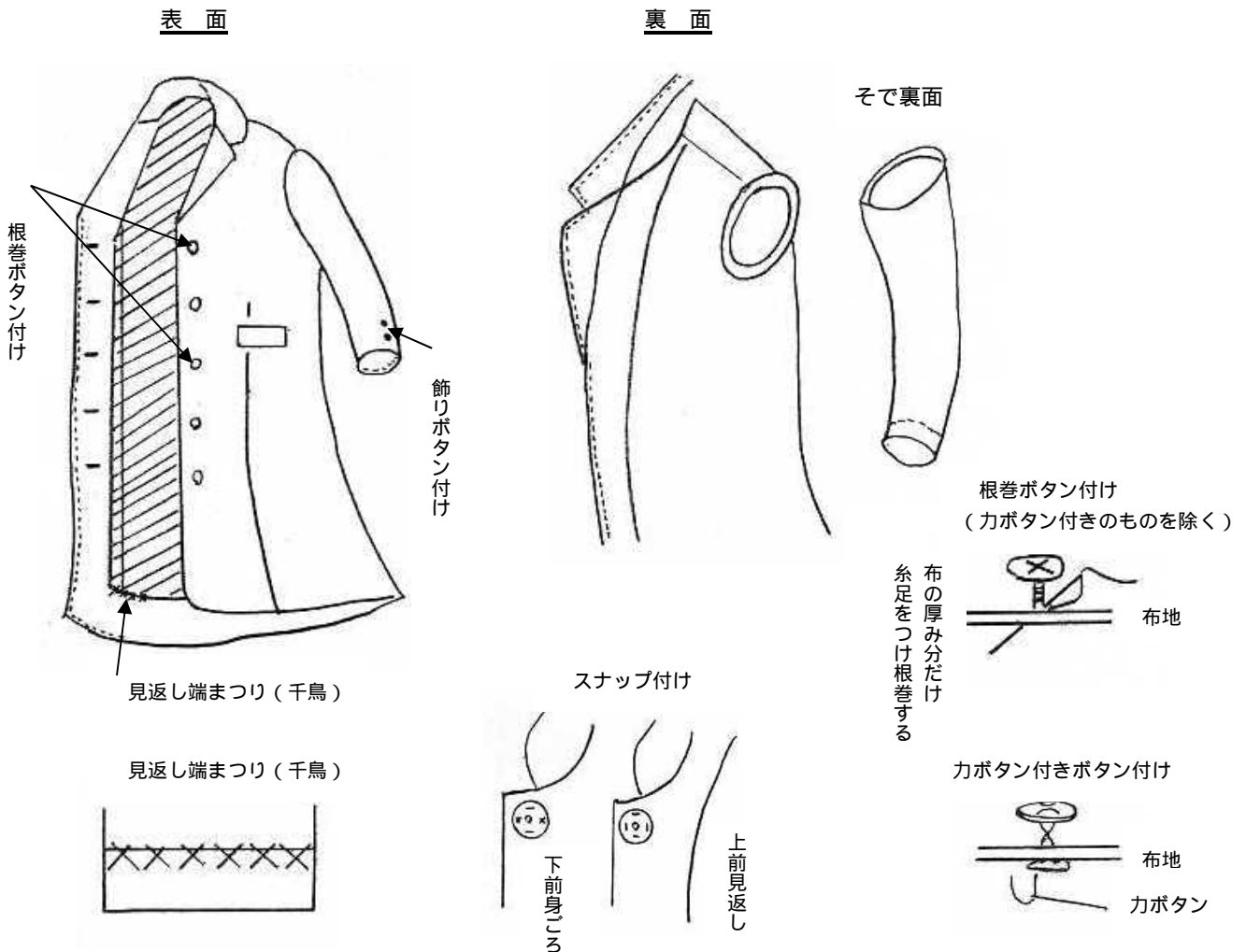


糸足の厚み分だけ
布の厚み分だけ
糸足をつけ根巻する



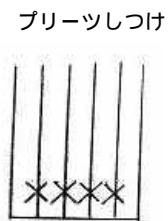
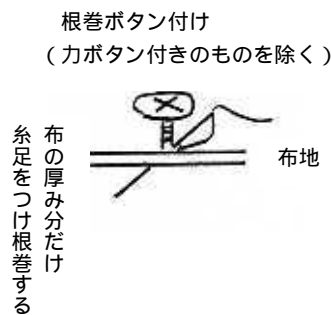
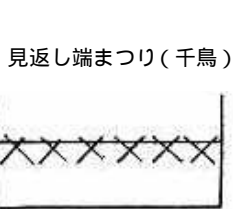
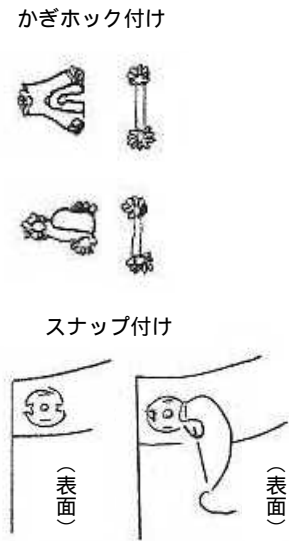
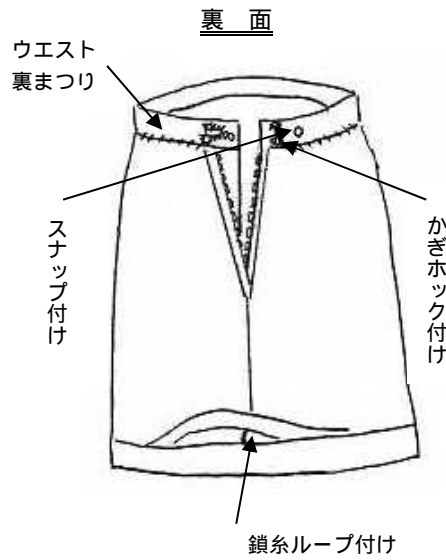
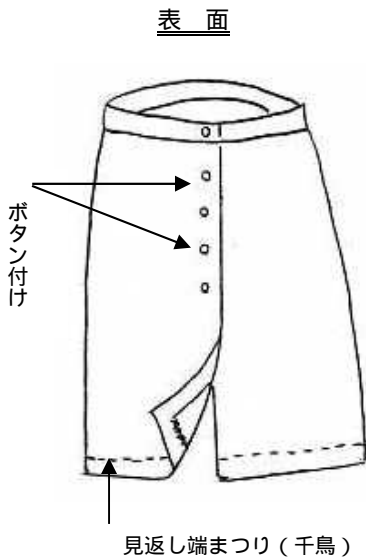
ホ 婦人服製造業 コート

品目	工程	規格	金額	
コート	見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1か所につき	13円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	16円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき	11円
		20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき	12円
	カボタン付きボタ ン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき	14円
		20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき	15円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき	9円
	プリーツしつけ		1か所につき	9円
	肩パット付け		1組につき	33円
	糸くず取り		1枚につき	26円



婦人服製造業 スカート

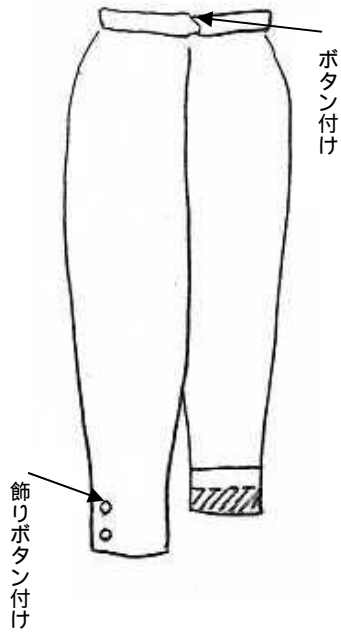
品目	工程	規格	金額
スカート	見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 11円
	スナップ付け	1センチメートル以上型	1組につき 16円
		1センチメートル未満型	1組につき 17円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 10円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円
	鎖系ループ付け		1か所につき 14円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 9円
	プリーツしつけ		1か所につき 8円
	ウエスト裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	20センチメートルにつき 32円
糸くず取り		1枚につき 22円	
3段前かん		1組につき 22円	



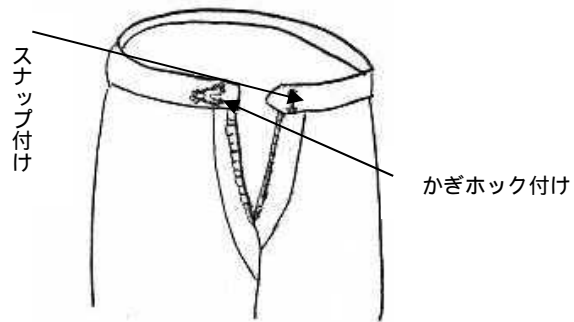
婦人服製造業 スラックス

品目	工程	規格	金額	
スラックス	スナップ付け	1センチメートル以上型	1組につき	16円
		1センチメートル未満型	1組につき	18円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	22円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき	11円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき	13円
	糸くず取り		1枚につき	22円
	3段前かん		1組につき	20円

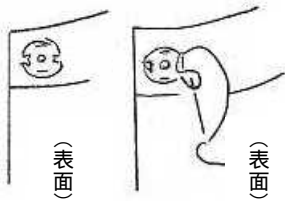
表面



裏面



スナップ付け



根巻ボタン付け
(カボタン付きのものを除く)



資料11(1)

電 気 機 械 器 具 製 造 業

家内労働実態調査結果報告その1

令和3年11月

宮城労働局労働基準部賃金室

目 次

1 宮城県電気機械器具製造業における家内労働概況 -----	1~3
第 1 表 委託者数及び家内労働者数の推移	
第 2 表 監督署別委託者数及び家内労働者数	
第 3 表 地域別委託者数及び家内労働者数	
2 家内労働実態調査結果	
(1) 調査の目的 -----	4
(2) 調査対象及び調査方法 -----	4
(3) 調査対象月及び調査期間 -----	4
(4) 委託者調査 -----	5~8
第 4 表 委託事業所規模別雇用労働者数及び家内労働者数	
第 5 表 類型別家内労働者数	
第 6 表 過去2年間ににおける家内労働業務量の増減別委託者数	
第 7 表 「家内労働業務量減少」と回答した委託者の理由	
第 8 表 家内労働者に仕事を委託している理由	
第 9 表 委託契約方法別委託者数	
第 10 表 不良品の取り扱い別委託者数	
第 11 表 納期が遅れた場合の取り扱い別委託者数	
第 12 表 工賃決定要素別委託者数	
第 13 表 工賃の改定状況	
第 14 表 「工賃を改定しなかった」と回答した委託者の今後の工賃改定予定の有無	
第 15 表 工賃決定の際に家内労働者の負担する電気等光熱費の考慮の有無	
第 16 表 経験年数別、年齢階級別家内労働者数	
第 17 表 昨年9月末日における1ヶ月当たりの工賃支払額別家内労働者数	
(5) 家内労働者調査 -----	9~12
第 18 表 男女別家内労働者数及び平均年齢	
第 19 表 世帯主等の区分別家内労働者数	
第 20 表 類型別家内労働者数	
第 21 表 家内労働を行っている理由	
第 22 表 家内労働従事年数	
第 23 表 委託契約の方法	
第 24 表 工賃決定方法別家内労働者数	
第 25 表 工賃の支払日	
第 26 表 作業の際に機械使用の有無	
第 27 表 「機械を使用する」と回答した家内労働者の所有別	
第 28 表 必要経費の有無	
第 29 表 不良品の取り扱い別家内労働者数	

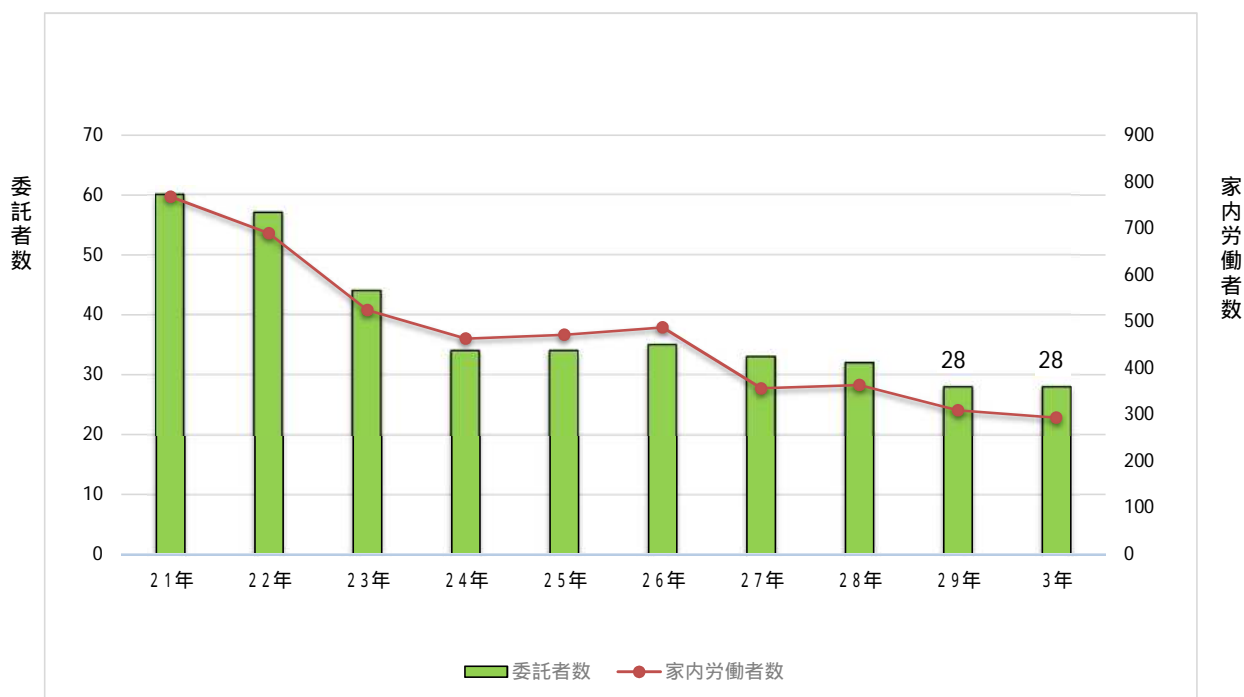
- 第 30 表 家内労働者の平均労働時間、平均労働日数
- 第 31 表 家内労働者の平均工賃額
- 第 32 表 工賃の支払いの遅れ
- 第 33 表 著しく低い工賃の仕事の依頼
- 第 34 表 「頼まれたことがある」と回答した家内労働者の仕事を断ることの有無
- 第 35 表 最低工賃周知状況
- 第 36 表 最低工賃の必要性
- 第 37 表 今の仕事の 1 時間当りの工賃額

1. 宮城県電気機械器具製造業における家内労働概況

第1表 委託者数及び家内労働者数の推移

区分	年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	3年
委託者数 (全業種委託者数)		60 (151)	57 (149)	44 (107)	34 (99)	34 (98)	35 (93)	33 (97)	32 (99)	28 (106)	28 (101)
家内労働従事者数 (全業種家内労働従事者数)		768 (2,113)	689 (2,004)	524 (1,400)	463 (1,384)	471 (1,442)	487 (1,315)	356 (1,162)	363 (1,202)	309 (1,286)	293 (1,019)
家内労働者数 (全業種家内労働者数)		759 (2,079)	684 (1,988)	522 (1,390)	462 (1,373)	471 (1,434)	481 (1,300)	356 (1,153)	356 (1,199)	305 (1,276)	292 (1,009)
	男	48	39	39	32	35	36	19	24	27	27
	女	711	645	483	430	436	445	337	332	278	265
類型別	専業	2	7	0	2	1	1	0	0	2	15
	内職	751	638	522	457	457	466	353	337	238	269
	副業	6	39	0	3	13	14	3	19	65	8
	補助者数	9	5	2	1	0	6	0	7	4	1

資料：電気機械器具製造業に係る家内労働実態調査
家内労働実態調査 (各年10月1日現在)

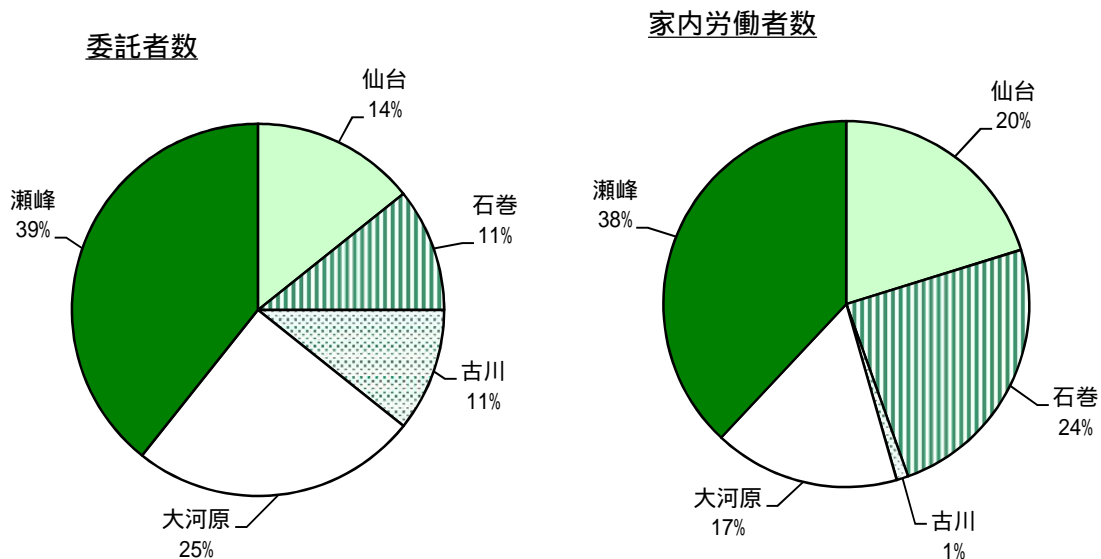


第2表 監督署別委託者数及び家内労働者数

		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	3年
仙 台	委託者数	13	11	10	6	5	5	4	4	3	4
	家内労働者数	236	176	160	134	133	126	77	60	48	59
石 巻	委託者数	5	6	3	3	4	3	3	3	3	3
	家内労働者数	159	114	62	88	91	95	66	68	75	71
古 川	委託者数	14	15	9	7	7	7	5	3	3	3
	家内労働者数	115	119	93	58	56	42	11	13	5	3
大河原	委託者数	17	15	10	9	9	11	11	12	10	7
	家内労働者数	119	132	101	80	89	108	89	90	80	48
瀬 峰	委託者数	11	10	12	9	9	9	10	10	9	11
	家内労働者数	130	143	106	102	102	110	113	125	97	111
合 計	委託者数	60	57	44	34	34	35	33	32	28	28
	家内労働者数	759	684	522	462	471	481	356	356	305	292

資料：電気機械器具製造業に係る家内労働実態調査（各年10月1日現在）

令和3年における家内労働委託者数及び家内労働者数の監督署別の割合



第3表 地域別委託者数及び家内労働者数

地域	区分		委託者数	家内労働者数
仙台署	仙台市		1	11
	名取市		1	13
	亘理町		1	16
	多賀城市		1	19
	計		4	59
石巻署	石巻市		3	71
	計		3	71
古川署	大崎市		1	1
	加美町		1	1
	色麻町		1	1
	計		3	3

地域	区分		委託者数	家内労働者数
大河原署	白石市		1	5
	角田市		3	14
	柴田町		2	17
	丸森町		1	12
	計		7	48
瀬峰署	栗原市		5	52
	登米市		6	59
	計		11	111
合計			28	292

資料：電気機械器具製造業に係る家内労働実態調査（令和3年10月1日現在）
 注）該当委託者のない市町村は省略

2. 家内労働実態調査結果

(1) 調査の目的

宮城県内における電気機械器具製造業の家内労働の実態を把握し、最低工賃改定の審議に資するための基礎資料を得るため、電気機械器具製造業における委託者及び家内労働者について実態調査を行ったものである。

なお、委託者調査のうち工賃にかかる調査は別冊とした。

(2) 調査対象及び調査方法

宮城県電気機械器具製造業の適用があると思われる委託者28事業所と1事業所あたり2名を抽出した家内労働者56名を対象に通信調査を行った。

委託者調査

調査対象	有効回答	家内労働者無	事業所廃止等	未提出
28	25	0	0	3

家内労働者調査

調査対象	有効回答
56	45

(3) 調査対象月及び調査期間

	調査対象月	調査実施期間
委託者	令和3年9月	令和3年10月
家内労働者	令和3年9月	令和3年10月

(4) 委託者調査

第4表 委託事業所規模別雇用労働者数及び家内労働者数

	雇用労働者数					計
	～5人	6～10人	11～30人	31～99人	100人～	
委託事業所数	0	2	12	9	2	25
雇用労働者数計	0	15	253	461	216	945
平均	0.0	7.5	21.1	51.2	108.0	37.8
家内労働者数計	0	6	158	110	6	280
平均	0.0	3.0	13.2	12.2	3.0	11.2

第5表 類型別家内労働者数

専業		内職		副業		計	
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
4	11	17	242	4	2	25	255

第6表 過去2年間における家内労働業務量の増減別委託者数

委託者数：25														1 未 回 答
増えた：5 (20%)						7 (28.0%) 増減なし 0%	減った：13 (52.0%)							
81% 以上	61～ 80%	41～ 60%	21～ 40%	0～ 20%	パーセント 記入 なし		0～ 20%	21～ 40%	41～ 60%	61～ 80%	81～ 100%	パーセント 記入 なし		
1	0	1	1	1	1	7	5	3	3	0	0	2	0	

第7表 「家内労働業務量減少」と回答した委託者の理由【回答：15 (複数回答あり)】

	不況	工場内生産	人材確保の困難	その他
委託者数：13	5	2	5	3
割合 (%)	33.3	13.3	33.3	20.0

第8表 家内労働者に仕事を委託している理由【回答：52 (複数回答あり)】

	手作業で あるから	コストが 安くすむ から	仕事量が 変動する から	少量多品種 であるから	高い技術が 必要で あるから	求人難で あるから	その他
委託者数：25	18	15	10	7	2	0	0
割合 (%)	34.6	28.8	19.2	13.5	3.8	0.0	0.0

第9表 委託契約方法別委託者数

	家内労働手帳		ノート類 (メモ類)	口約束	その他
	手帳式	伝票式			
委託者数:25	5	16	4	0	0
割合(%)	20.0	64.0	16.0	0.0	0.0

第10表 不良品の取り扱い別委託者数

	やり直し させる	問題に しない	工賃を 減額する	弁償させる	その他
委託者数:25	16	2	0	0	7
割合(%)	64.0	8.0	0.0	0.0	28.0

第11表 納期が遅れた場合の取り扱い別委託者数

	工場で 引き取る	問題に しない	工賃を 減額する	その他
委託者数:25	15	9	0	1
割合(%)	60.0	36.0	0	4.0

第12表 工賃決定要素別委託者数

	工賃の 世間 相場	取引先 への納 入価格	最低工賃	売値 の利益	パート の賃金	類似 業務 の賃金	物価	その他
委託者数:25	10	9	2	2	1	1	0	0
割合(%)	40.0	36.0	8.0	8.0	4.0	4.0	0.0	0.0

第13表 工賃の改定状況(平成30年~令和3年)

委託者数:25											
工賃を上げた:9(36.0%)					改定 しなかつた (64.0%)	工賃を下げた:0					未 回 答
30年	元年	2年	3年	年未記入		30年	元年	2年	3年	年未記入	
0	0	0	0	9	16	0	0	0	0	0	0

第14表 「工賃を改定しなかった」と回答した委託者の今後の工賃改定予定の有無

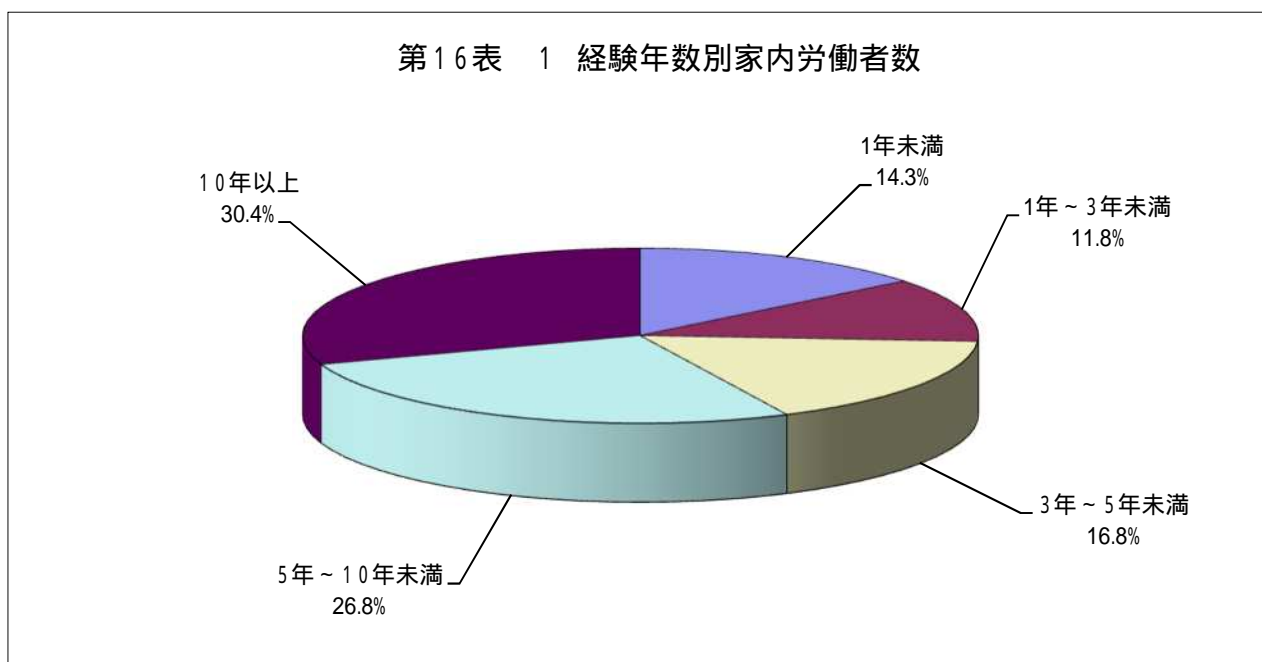
	考えている	考えていない
委託者数：16	3	13
割合（％）	18.8	81.3

第15表 工賃決定の際に家内労働者の負担する電気等光熱費の考慮の有無

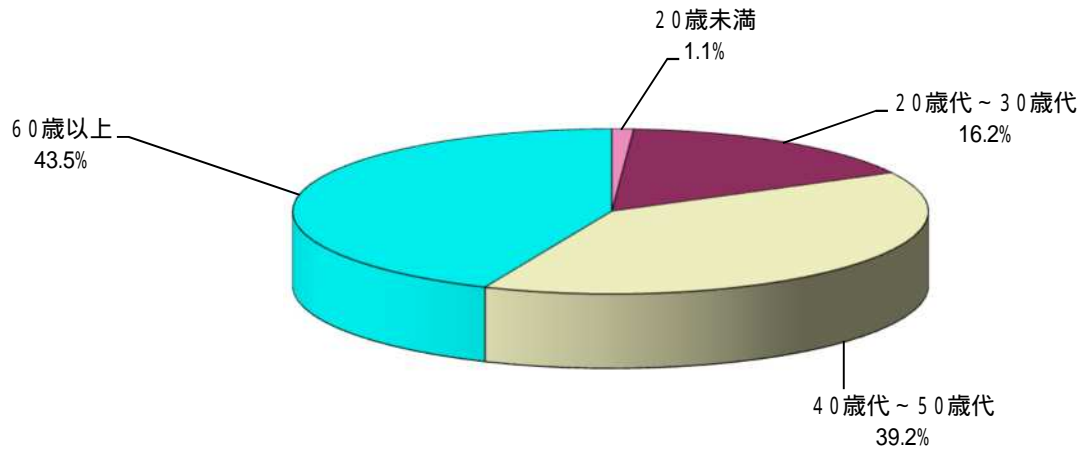
	考慮している	考慮していない	未回答
委託者数：25	18	6	1
割合（％）	72.0	24.0	4.0

第16表 経験年数別、年齢階級別家内労働者数

経験年数 \ 年齢	年齢				計	比率
	20歳未満	20歳代～30歳代	40歳代～50歳代	60歳以上		
1年未満	2	16	11	11	40	14.3
1年～3年未満	1	9	14	9	33	11.8
3年～5年未満	0	7	26	14	47	16.8
5年～10年未満	0	12	35	28	75	26.8
10年以上	0	1	24	60	85	30.4
計	3	45	110	122	280	100.0
割合（％）	1.1	16.1	39.3	43.6	100.0	



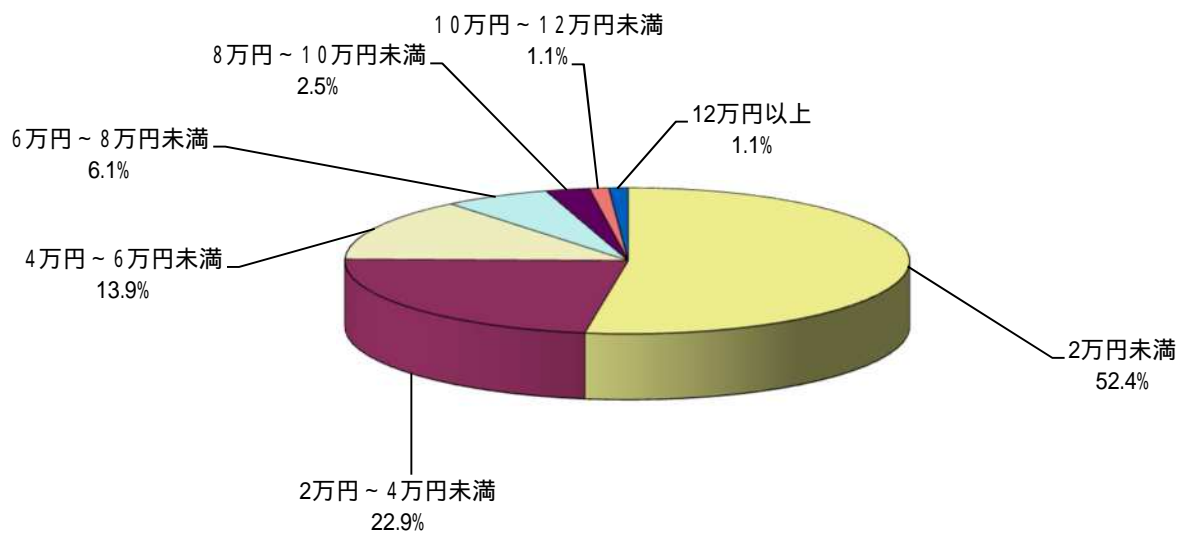
第16表 - 2 年齢階級別家内労働者数



第17表 令和3年9月末日における1ヶ月当たりの工賃支払額別家内労働者数

	男性	割合 (%)	女性	割合 (%)	合計	割合 (%)
2万円未満	16	5.7	131	46.8	147	52.5
2万円～4万円未満	2	0.7	62	22.1	64	22.9
4万円～6万円未満	2	0.7	37	13.2	39	13.9
6万円～8万円未満	3	1.1	14	5.0	17	6.1
8万円～10万円未満	0	0.0	7	2.5	7	2.5
10万円～12万円未満	1	0.4	2	0.7	3	1.1
12万円以上	1	0.4	2	0.7	3	1.1
合計	25	8.9	255	91.1	280	100.0

第17表 1ヶ月当たりの工賃支払額別家内労働者数



(5) 家内労働者調査

第18表 男女別家内労働者数及び平均年齢

男性	平均年齢	女性	平均年齢	計	平均年齢
3人	61.0	42人	59.5	45人	59.6

第19表 世帯主等の区別家内労働者数

	配偶者	世帯主	子供	父母	その他
家内労働者数:45	33	8	2	1	1
割合(%)	73.3	18.2	4.4	2.2	2.2

第20表 類型別家内労働者数

	専業	内職	副業
家内労働者数:45	3	40	2
割合(%)	6.7	88.9	4.4

第21表 家内労働を行っている理由【回答:48(複数回答あり)】

	家計補助	小遣い稼ぎ	時間的余裕	家を離れられない	生計維持	その他
家内労働者数:45	23	10	8	4	2	1
割合(%)	47.9	20.8	16.7	8.3	4.2	2.1

第22表 家内労働従事年数

	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	平均従事年数
家内労働者数:45	3	5	3	8	26	10.5
割合(%)	6.7	11.1	6.7	17.8	57.8	

第23表 委託契約の方法

	家内労働手帳		ノート類 (メモ)	口約束	回答なし
	手帳式	伝票式			
家内労働者数:45	8	32	3	0	2
割合(%)	17.8	71.1	6.7	0.0	4.4

第24表 工賃決定方法別家内労働者数

	委託者が決める	話し合いで決める	その他
家内労働者数:45	42	3	0
割合(%)	93.3	6.7	0.0

第25表 工賃の支払日

	毎月一定期日払い	納品の都度払い	決まっていない
家内労働者数:45	45	0	0
割合(%)	100.0	0.0	0.0

第26表 作業の際に機械使用の有無(回答なしの家内労働者あり)

	使用する	使用しない
家内労働者数:45	7	38
割合(%)	15.6	84.4

第27表 「機械を使用する」と回答した家内労働者の所有別

機 械 名	委託者所有	家内労働者所有
電気ドライバー	2	
プレス機		
巻線機	1	
その他	4	
記載なし		
合 計	7	

第28表 必要経費の有無

	必要経費ありと回答した 家内労働者数	必要経費ありと回答した 家内労働者の1ヶ月平均出費額(円)
電気代(光熱費等)	10	822
機械油代		
その他	5	664

第29表 不良品の取り扱い別家内労働者数

	やり直す	その他	工賃を 減額される	買取させられる	未回答
家内労働者数:45	24	16	3	0	2
割合(%)	53.3	35.6	6.7	0.0	4.4

第30表 家内労働者の平均労働時間、平均労働日数

9月分1日当りの 平均労働時間	9月分の 平均労働日数	1ヶ月当たりの 年間平均労働日数
3.8	18.5	18.4

第31表 家内労働者の平均工賃額(回答なしの家内労働者あり)

9月分の(平均)円			年間における 1ヶ月当り平均工賃額
時間額	日額	月額	
443	1,703	31,516	30,106

第32表 工賃の支払いの遅れ

	遅れたことがある	遅れたことがない	未回答
家内労働者数:45	2	42	1
割合(%)	4.4	93.3	2.2

第33表 著しく低い工賃の仕事の依頼

	頼まれたことがある	頼まれたことがない	未回答
家内労働者数:45	7	36	2
割合(%)	15.6	80.0	4.4

第34表 「頼まれたことがある」と回答した家内労働者の仕事を断ることの有無

	断ることができた	断ることができなかった	未回答
家内労働者数:7	1	5	1
割合(%)	14.3	71.4	14.3

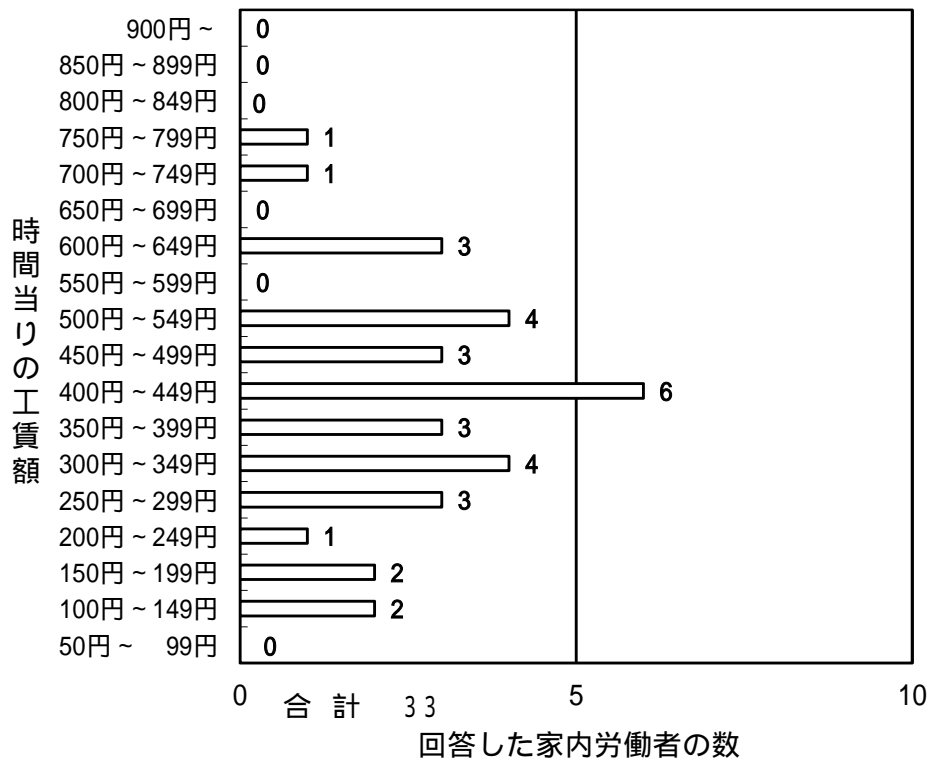
第35表 最低工賃があることを知っているか

	知っている	知らない	未回答
家内労働者数:45	19	25	1
割合(%)	42.2	55.6	2.2

第36表 最低工賃の必要性はあるか

	必要である	必要ない	未回答
家内労働者数:45	34	8	3
割合(%)	75.6	17.8	6.7

第37表 今の仕事の1時間当りの工賃額 (回答33名、回答なし12名)



電 気 機 械 器 具 製 造 業

家内労働実態調査結果報告その2

令和3年11月

宮城労働局労働基準部賃金室

目 次

1	シールド線の端末加工	
	各局最低工賃設定状況	1
	工賃調査結果	2
2	シールド線のチューブ挿入	
	各局最低工賃設定状況	3
	工賃調査結果	4
3	シールド線のコネクター差し	
	各局最低工賃設定状況	5
	工賃調査結果	6
4	リード線のコネクター差し	
	各局最低工賃設定状況	7
	工賃調査結果	8
5	令和3年度電気機器具製造業最低工賃実態調査結果表.....	9

各局最低工賃設定状況【シールド線端末加工】

1

時間当たり

区域	品目	工 程	規 格	工賃単価 (改定前)	発効年月日	標準作業量	標準工賃	前回引上率 (地賃引上率)
宮城	シールド線	表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。	1しんのものについて行うもの	1ヶ所につき 1円64銭 (1円55銭)	H30.5.2	265.63ヶ所	435円63銭	5.81% (8.73%)
青森 * →	シールド線	端末加工 シールド線をよじり、かつ、芯線をむき出し、よじり、ハンダ付けを行うことをいう		100本につき 482円39銭 (435円57銭)	R3.5.1	120本	578円86銭	
群馬 (→)	シールド線	両端末加工 絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及びしん線の両端末をはんだ付けすることをいう。	2しんで、かつ、6cm以上の長さのもの	1本につき 4円72銭 (4円68銭)	H25.5.15	115本 (460ヶ所)	542円80銭	
東京 (→)	シールド線	端末加工 表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう	1しんで、かつ、15cm以上の長さのシールド線について行うもの	1ヶ所につき 3円80銭 (2円95銭)	R1.7.31	244ヶ所	927円20銭	

*
区域名の → は同一工程で宮城の工賃単価より高い(または低い)設定
(→) は規格が異なる同一工程で宮城の工賃単価より高い(または低い)設定

【参考】シールド線の表記がないリード・ビニル線についての工賃

埼玉	リード線	はんだ付け (リード線と各種小型機器の端子部とについて行うもの(併せて附属作業を行うものを含む))	線径0.5mmのもの	1点につき 2円62銭 (2円50銭)	H18.9.20			
神奈川	リード線	端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているリード線の一端について、内部の導線部分をよじり、はんだ付けすることをいう)	10cm以上の長さのリード線について行うもの	1ヶ所につき 50銭 (17銭)	H30.4.26			
山梨	ビニル線	ビニル線の端末加工 より及び予備はんだ付け	しん線の断面積が0.3平方mm以上2.0平方mm以下のもの。	1ヶ所につき 54銭 (50銭)	R2.12.30			

1 工賃調査結果【シールド線の端末加工】(1ヶ所につき1円64銭)

品目 シールド線

工程 端末加工

(表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。)

規格 1しんのものについて行うもの

単位 1ヶ所につき

調査結果

委託者番号	工賃単価(円)	1時間当たり作業量	1時間当たり工賃額(円)	家内労働者数(人)
3	2.00	200	400	3
6	2.90	150	435	2

対象 委託者数	2	家内労働者数 合計	5 人
---------	---	-----------	-----

加重平均	工賃単価(円)	1時間当たり作業量	1時間当たり工賃額(円)
	2.36	—	414

各局最低工賃設定状況(シールド線チューブ挿入)

2

時間当たり

地域	品目	工 程	規 格	工賃単価 (改定前)	発効年月日	標準作業量	標準工賃	前回引上率 (地賃引上率)
宮城	シールド線	端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう		1ヶ所につき 1円75銭 (1円65銭)	H30.5.2	294.25ヶ所	514円93銭	6.06% (8.73%)

群馬 (→)	シールド線	チューブ挿入 アース線に耐熱チューブを通した後、シールド線の端末部分に固定用ヒシチューブを挿入し、加熱して密着させることをいう。)	6cm以上の長さのもの	1端につき 1円28銭 (1円27銭)	H25.5.15			
東京 (→)	シールド線	チューブ挿入 端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後固定用チューブを通し加熱して密着させることをいう)	15cm以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 2円75銭 (1円15銭)	R1.7.31	566本	1556円50銭	
神奈川 (→)	シールド線	チューブ挿入(端末加工の途中又は 終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後固定用チューブを通し加熱して密着させることをいう)	15cm以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 1円15銭	H30.4.26	566本	650円90銭	

【参考】シールド線の区別がない電線の工賃

地域		工 程	規 格	工賃単価	発効年月日	標準作業量	標準工賃	
岩手	自動車用ワイヤ-ル-ネ	チューブ通し 電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	チューブの長さが50cm以下のもの	1本につき 58銭 (54銭)	R3.6.1	1000本	580円	
長野	自動車用ワイヤ-ル-ネ	チューブ通し (電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。)	長さが50cmを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 59銭 (56銭)	H19.9.28	800本	472円	

2 工賃調査結果【シールド線のチューブ挿入】(1ヶ所につき1円75銭)

品目 シールド線

工程 チューブ挿入

(端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)

単位 1ヶ所につき

調査結果

委託者番号	工賃単価(円)	1時間当たり作業量	1時間当たり工賃額(円)	家内労働者数(人)

対象 委託者数	0	家内労働者数 合計	0	人
---------	---	-----------	---	---

加重平均	工賃単価(円)	1時間当たり作業量	1時間当たり工賃額(円)

各局最低工賃設定状況【シールド線のコネクター差し】

3

時間当たり

地域	品目	工程	規格	工賃単価 (改正前)	発効年月日	標準作業量	標準工賃	前回引上率 (地賃引上率)
宮城	コネクター	コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)		1ピンにつき 48銭 (45銭)	H30.5.2	1065.13ピン	511円 26銭	6.67% (8.73%)
茨城 →	リード線又はシールド線	端子加工(リード線又はシールド線の端子をハウジング(カプラー)又はコネクターに差し込むことをいう。)		1ピンにつき 40銭	H16.4.1	1100個	440円	
群馬 〔 → 〕	コネクター	差し(コネクターの色別指定の位置にリード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	2ピン以上 10ピン以下のもの	1ピンにつき 58銭 (57銭)	H25.5.15	955ピン	533円 90銭	
東京 →	コネクター	差し (リード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)		1端子につき 80銭 (75銭)	H30.7.31	1300個	1040円	
神奈川 →	コネクター	差し(コネクターの指定の位置にリード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう)	1しんの シールド線 について行 うもの	1ヶ所につき 63銭 (54銭)	H30.4.26	1133ヶ所	713円 79銭	

3 工賃調査結果【シールド線のコネクター差し】(1ピンにつき48銭)

品目 コネクター

工程 差し

(コネクターの指定の位置に、シールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう)

規格 シールド線について行うもの

単位 1ピンにつき

調査結果

委託者番号	工賃単価(円)	1時間当たり作業量	1時間当たり工賃額(円)	家内労働者数(人)
19	0.50	1,000	500	4
23	0.50	500	250	5
26	1.00	360	360	1
対象 委託者数 3			家内労働者数 合計 10 人	

加重平均	工賃単価(円)	1時間当たり作業量	1時間当たり工賃額(円)
	0.55	—	361

各局最低工賃設定状況【リード線のコネクタ差し】

4

時間当たり

地域	品目	工程	規格	工賃単価 (改正前)	発効年月日	標準作業量	標準工賃	前回引上率 (地賃引上率)
宮城	コネクタ	コネクタの指定の位置にリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。		1ピンにつき 37銭 (34銭)	H30.5.2	1126.75ピン	428円16銭	8.82% (8.73%)

茨城 →	リード線又はシールド線	端子加工 リード線又はシールド線の端子をハウジング(カブラー又はコネクタに差し込むことをいう。		1ピンにつき 40銭	H16.4.1			
群馬 〔→〕	コネクタ	差し コネクタの色別指定の位置にリード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。	2ピン以上10ピン以下のもの	1ピンにつき 58銭 (57銭)	H25.5.15	955ピン	533円90銭	
栃木 →	コネクタ	差し (電線の末端に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)	リード線について行うもの	1ピンにつき 46銭	H20.4.20	957ピン	440円22銭	
東京 →	コネクタ	差し (リード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)		1端子につき 80銭 (75銭)	H30.7.31	1300	1040円	
神奈川 →	コネクタ	差し コネクタの指定の位置にリード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう	リード線について行うもの	1ヶ所につき 58銭 (50銭)	H30.4.26	1214ヶ所	704円12銭	
山梨 →	コネクタ	差し (リード線の末端に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)		1端子につき 51銭 (47銭)	R2.12.30	1200ヶ所	612円	
兵庫 〔→〕	ワイヤーハーネス	(カブラー差し)	50cm以下の電線について行うもの	51銭/端子	H18.3.10			
			50cmを超える電線について行うもの	56銭/端子				
広島 〔→〕	ワイヤーハーネス	コネクタの挿入(コネクタの指定の位置にリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むものをいう。)	自動車用で長さが1500mm以下の電線について行うもの	1ヶ所につき 41銭	H15.5.24	1059ヶ所	434円19銭	
			自動車用で、長さが1500mmを超える電線について行うもの	1ヶ所につき 47銭			497円73銭	

4 工賃調査結果【リード線のコネクター差し】(1ピンにつき37銭)

品目 コネクター

工程 差し

(コネクターの指定の位置に、リード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう)

規格 リード線について行うもの

単位 1ピンにつき

調査結果

委託者番号	工賃単価(円)	1時間当たり作業量	1時間当たり工賃額(円)	家内労働者数(人)
2	0.44	900	396	8
13	1.00	400	400	5
16	0.37	900	333	7
18	0.7	1,500	1050	4
20	0.50	1,000	500	1
23	0.4	1,000	400	10
26	1.00	360	360	34

対象 委託者数	7	家内労働者数 合計	69	人
---------	---	-----------	----	---

加重平均	工賃単価(円)	1時間当たり作業量	1時間当たり工賃額(円)
	0.76	—	412

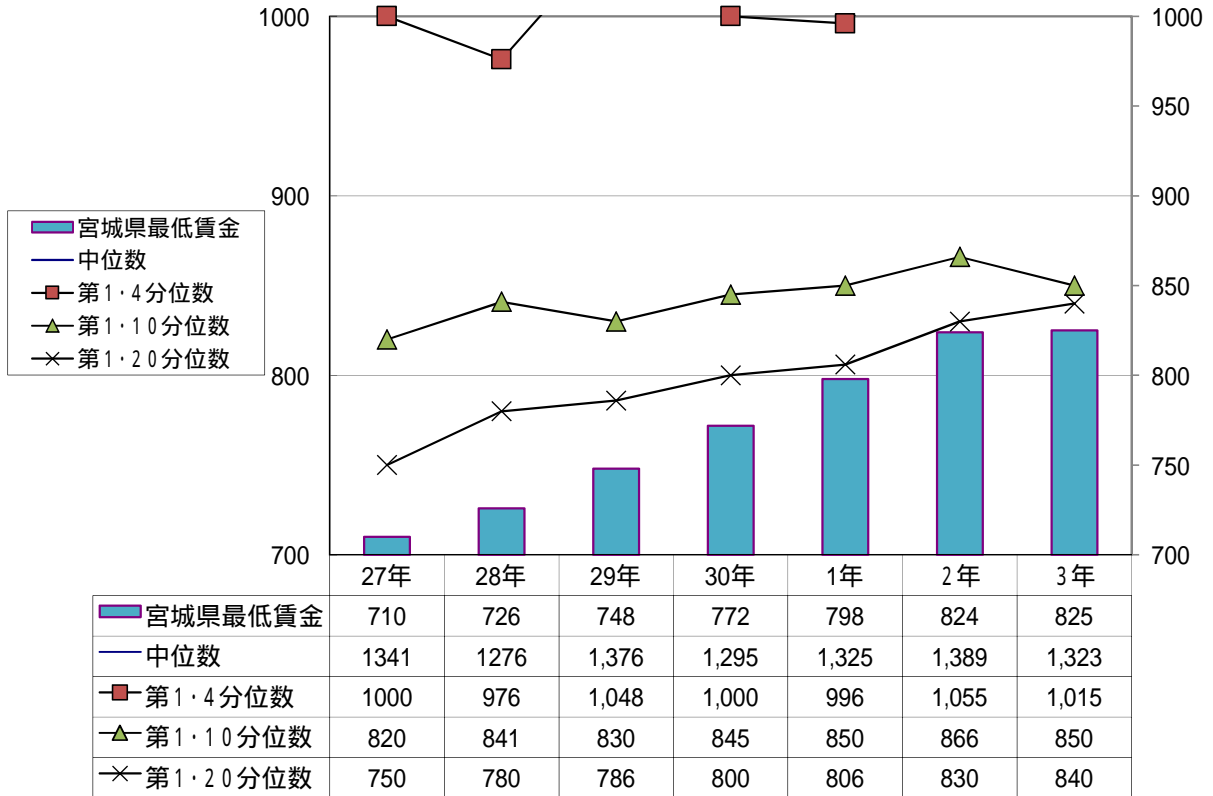
令和3年度電気機械器具製造業最低工賃実態調査結果表

対象委託者番号	シールド線		コネクター	
	端末加工 1しんのものについて行うもの	チューブ挿入	差し シールド線	差し リード線
宮城県最低工賃額	1円64銭	1円75銭	48銭	37銭
2				8名 44銭
3	3名 2円00銭			
6	2名 2円90銭			
13				5名 1円00銭
16				7名 37銭
18				4名 70銭
19			4名 50銭	
20				1名 50銭
23			5名 50銭	10名 40銭
26			1名 1円00銭	34名 1円00銭
合計	84	5	0	69

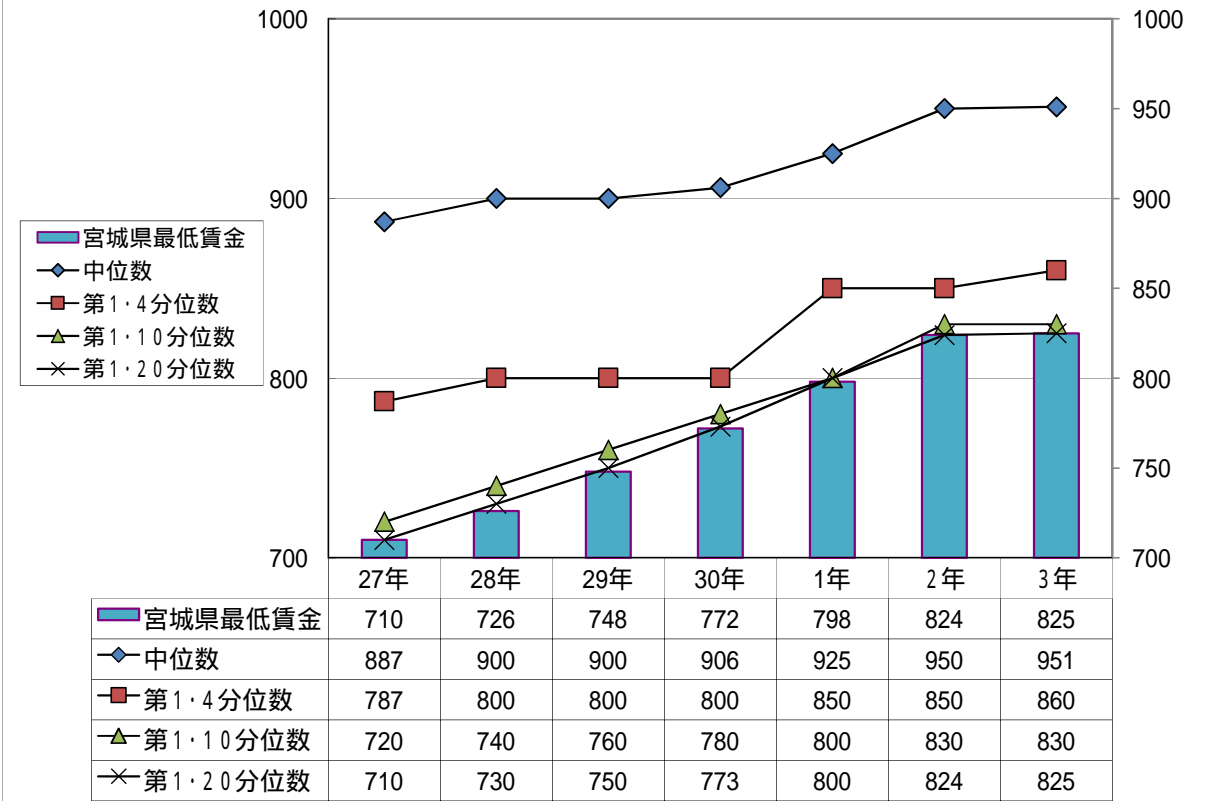
宮城県最低賃金実態調査結果 男女別時間当たり賃金額の推移

資料12(1)

男性



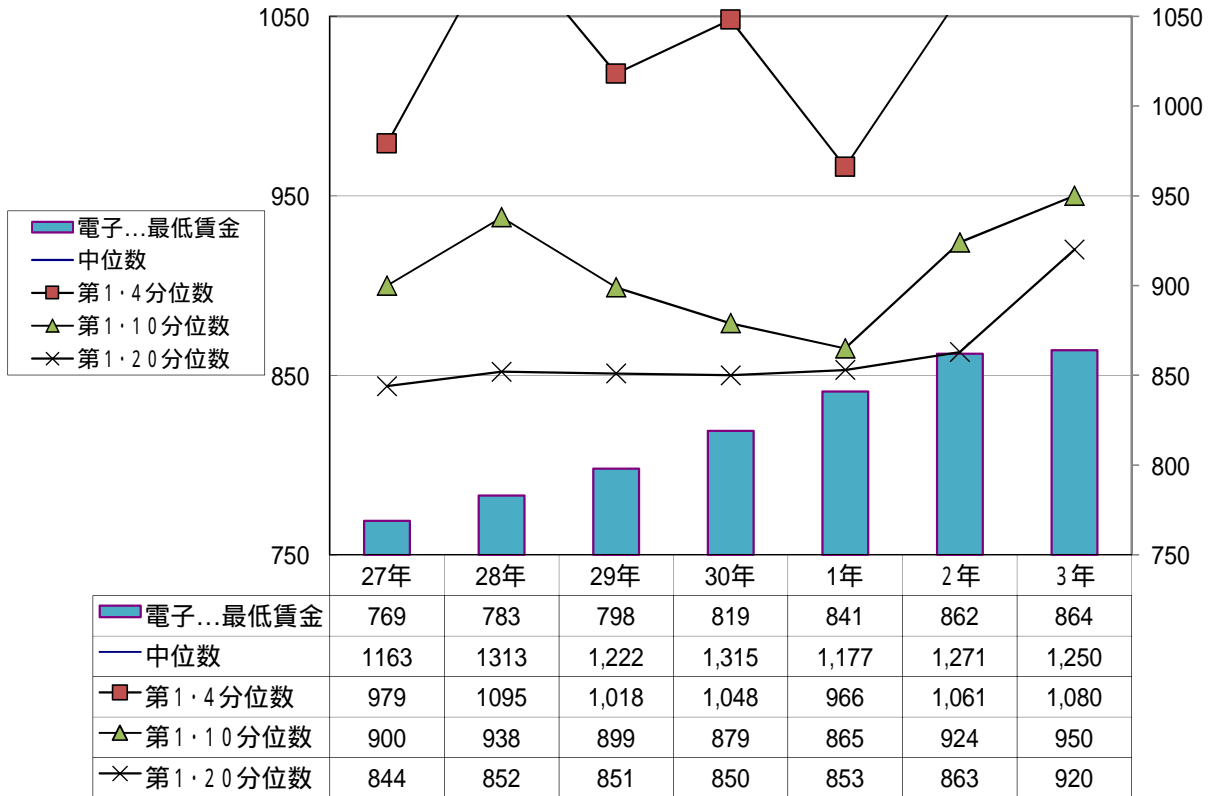
女性



宮城県特定最低賃金(電子・・・製造業)実態調査結果
男女別時間当たり賃金額の推移

資料12(2)

男性



女性

